

# 新規高卒求人申し込みする事業主の皆さまへ

## ～ 必ずご確認ください ～

新規高卒者にとって社会への第一歩となる就職は、今後の人生においてとても重要なものとなります。そのため、厚生労働省では、「新規学校卒業者の採用に関する指針」、公正採用選考の考え方にに基づき、高卒求人を受理を行っており、その採用に関してさまざまなルールが設けられておりますので、順守していただきますようお願いいたします。

なお、ルールや指針から逸脱した場合には、その後の求人受理の停止を始め、各学校へ事実を連絡し、内定取消のような重大な事態には、企業名を公表する措置がなされます。このことを十分にご理解の上、円滑な求人活動を進められるようお願いいたします。

### 求人取消、求人数削減の原則禁止 / 求人内容変更はできる限りしないこと

高卒求人は**一般・大卒求人と別枠**で採用人数を確保していただかなければなりません。一般・大卒等求人でも充足したということで、**高卒求人を取消すことはできません**。そのため、採用計画を十分に練った上で新規高卒者の採用人数を決めていただいております。

さらに、生徒は各学校で求人を見学し、保護者・進路指導教諭等と検討した上で応募を決め、企業研究や面接準備にとりかかる流れとなっておりますので、突然の求人取消・削減・変更は、その求人を検討中であった**生徒の将来に重大な影響**を及ぼすことも考えられます。真にやむを得ない理由により求人取消・削減をする場合は、定められた用紙（「様式 18号」）により報告を求め認められる場合に限定されており、採用計画の変更のみでは行えません。

なお、その場合であっても影響を最小限に留めるため、ハローワークへの早急な連絡と、問い合わせがあった学校への対応については会社の責任において行わなければなりません。

### 求人公開

受理した求人は7月1日以降、WEBサイト『高卒就職情報WEB提供サービス』上で公開されます。WEBサイトは一般の方も閲覧できますが、**求人閲覧機能はパスワード管理**されており、各高校のみパスワード付与し閲覧可能な仕組みとなっております。

### 指定校の取り扱い

学校を限定して公開する「指定校」という制度がありますが、必ず指定した高校に対して、進路指導担当者にご連絡の上、7月1日以降に交付されるハローワーク受付印を押印した求人票写し（必須）及び自社パンフレット（任意）を持参してください。なお、公開した求人を学校に持ち込む途中で指定校を解除し、全体への公開とすることは可能ですが、**全体への公開から指定校制度を利用することはできません**。

### 選考日程 / 公正な採用選考

9月5日から学校推薦開始で、学校を通じて履歴書が届き始め、9月16日から面接が可能となります。

応募のやりとりは**全て学校を通じて**、行っていただきます。面接の日時設定等については学校と行っていただくこととなっております。**生徒本人と直接連絡を取ってはできません**。生徒が直接応募してきた場合、その生徒は、学校からほかの企業の推薦を受けられなくなりますので、必ず学校を通して応募するよう指導してください。

なお、採用選考にあたっては、応募者の能力・適性に関係のない事項の質問をしないことや、**統一応募書類（履歴書・調査書）以外の提出を求めはできません**。

### 選考結果通知

別添「新規高等学校卒業者の採用状況報告」

生徒は選考結果が出るまで次の応募ができません。そのため、**選考後1週間以内、やむを得ない場合であっても10日以内に**学校に文書で通知してください。

選考結果は**不採用**の場合は学校への通知のみ、**採用**の場合は学校とハローワークへの両方の通知が必要です。ハローワークへは、別添の『新規高等学校卒業者の採用状況報告』を採用状況報告専用アドレス [saiyomuroran@mhlw.go.jp](mailto:saiyomuroran@mhlw.go.jp) あてメール又は郵送又は以下の報告フォームによりご報告ください。

様式：ハローワーク室蘭 HP → 事業主の方へ → 「新規高等学校卒業者の採用状況報告」

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage\\_00127.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00127.html)

報告フォーム <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou01/saiyomuroran>

### 内定取消しの禁止

事業主の一方的な内定取消しは絶対に認められず、補償や労基法等関係法令の抵触とは別に、企業名公表を前提に対応を検討することとしております。

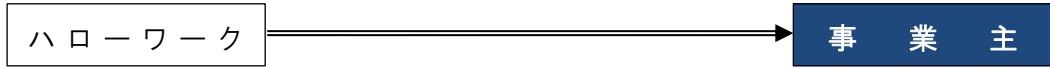
上記のほかにも各種採用ルールが定められています。詳細は「**求人者のために**」（ハローワーク室蘭 HP → 事業主の方へ → 求人者のために（令和6年3月新規学卒者））**もご確認ください**。

## 求人申込から採用まで

7 / 1

## 求人票送付

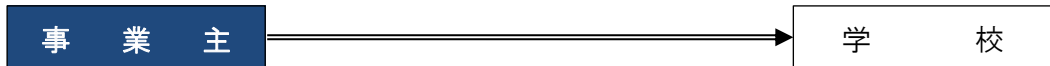
求人申込書受付順に受付印を押印した求人票を送付いたします。



## 学校訪問

※学校訪問は任意ですが、学校指定している場合は必須となります。

ハローワークの受付印を押印した求人票写し及び自社パンフレット(任意)を持参しPRを行います。

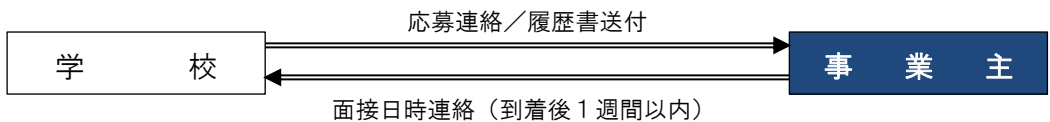


9 / 5

## 学校推薦開始

学校から履歴書が届き始めます。ハローワークは間に入りません。

学校担当者と連絡を取り合い、面接日を設定してください。最短で9/16から設定可能です。



9 / 16

## 選考開始

面接を開始してください。以降は随時応募連絡を受けることになります。

10/31までは1人1社までしか応募できませんので、選考結果を選考後1週間以内、やむを得ない場合であっても10日以内に学校に文書で通知してください。

11 / 1

## 2社同時応募開始

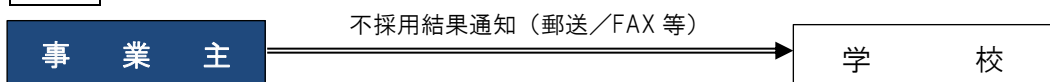
※求人申込時に11/1以降複数応募可とした場合

生徒は、内定を受けた場合、特別の事情等がない限り内定を承諾することになっていますが、2社同時応募した場合は、内定を辞退する可能性が高くなります。

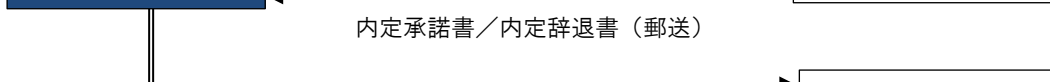
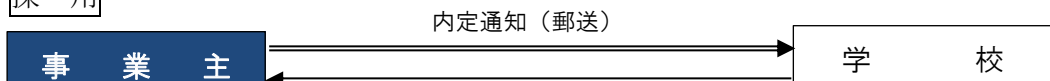
## 選考結果通知（随時）

選考結果は速やかに1週間以内に通知してください。

**不採用** ※不採用は学校のみ



**採用**



【ハローワークへの報告（内定の都度）】（メール、郵送又は報告フォーム）

提出先：ハローワーク室蘭（メール報告先：[saiyomuroran@mhlw.go.jp](mailto:saiyomuroran@mhlw.go.jp)）

報告フォーム <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou01/saiyomuroran>

4 / 1

## 採用